

B型肝炎県内初の和解



長野地裁での和解成立後、会見する全国B型肝炎訴訟長野弁護団の和田清二代表(右)ら

長野地裁の訴訟 肝がん発症 50代の女性

乳幼児期の集団予防接種での注射器使い直しなどでB型肝炎ウイルスに感染したとして、県内の患者と遺族が国に損害賠償を求めている訴訟で、17日、原告1人の和解が長野地裁で成立した。昨年10月に県内での提訴が始まって以降、和解成立は初めて。

長野弁護団によると、和解が成立したのは50代女性。肝がんを発症しており、弁

弁護団「国は人員増で迅速化を」

B型肝炎をめぐる集団訴訟で県内で初めて原告1人の和解が成立した17日、長野弁護団は記者会見し、和解を評価する一方、提訴数の割に審理が遅々としている状況に危機感を訴えた。

県内では昨年11月に提訴したものの、審理に入る前に肝がんで亡くなった原告もいる。同弁護団代表の和田清二弁護士は「重篤患者にしてみれば訴訟の進み方が遅いと感じるだろう」と指摘。同弁護団の一員で、東京弁護団長も

護側が提出したカルテや母子手帳などの証拠によって集団予防接種での感染を証明した。

和解金は昨年6月、国と全国原告団・弁護団が国の責任や和解手続きなどを定めた基本合意書に基づき最高額の3

600万円。

同地裁へは今回和解が成立した女性を含め患者や遺族計35人が提訴している。3月にも追加提訴がある予定で、同弁護団代表の和田清二弁護士(長野市)は「今回の和解をばねに訴訟の進行を早め、和解成立に努力していきたい」としている。

務める柳沢尚武弁護士(東京)は「証拠資料提出から2カ月以上も国から応答がない原告もいる」と不満を述べた。全国弁護団によると、1月末現在の全国の原告数は約2600人。訴訟は原告それぞれに審理しており、和解が成立したのは170人余にとどまる。最近では月50件程度の和解が成立しているものの、それを上回るペースで原告の数が増えており、今月末には原告数が3千人に達する見込みという。

一方、厚生労働省結核感染症課によると、同課でB型肝炎訴訟に関する事務に携わる職員は20〜30人ほど。原告側が提出した資料を審査した上で、予防接種での感染に関する資料が足りないかと判断した場合別の資料を追加要求するなど、やりとりに時間がかかっている。柳沢弁護士は国側の担当者不足を指摘し、「和解の枠組みが決まったのだから、国は関わる人員を増やし迅速に対応してほしい」と訴えた。